

用語の解説

1. 人口・世帯に関する用語

●人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは、調査期日（10月1日）に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」は、調査期日時点で3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなします。

●世帯の種類

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。

「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒，病院・療養所などの入院者，社会施設等の入所者，自衛隊の営舎内・艦船内の居住者，矯正施設の入所者からなる世帯をいいます。

「一般世帯」は上記に該当しない全ての世帯のことをいいます。

●高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

2. 配偶関係の用語

●未婚

まだ結婚したことのない人

●有配偶

届出の有無に関係なく，妻又は夫のある人

●死別

妻又は夫と死別して独身の人

●離別

妻又は夫と離別して独身の人

3. 住宅・居住地に関する用語

(1) 住宅の種類に関するもの

●住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物。

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。

●住宅以外の建物

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。仮小屋など臨時応急に造られた住居などもこれに含まれます。

(2) 住宅の所有の関係に関するもの

●持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。

●公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

●都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舍）も含まれます。

●民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

●給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

●間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家，公営の借家，都市再生機構・公社の借家，民営の借家，給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

(3) 延べ面積

延べ面積とは，各居室の床面積のほか，その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし，農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また，アパートやマンションなどの共同住宅の場合は，共同で使用している廊下・階段など共用部分は，延べ面積には含みません。

(4) 建て方に関すること

●一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの。なお，店舗併用住宅の場合でも，1 建物が 1 住宅であればここに含みます。

●長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので，各住宅が壁を共通にし，それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。

●共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので，廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

1 階が店舗で，2 階以上が住宅になっている建物も含みます。

●その他

上記以外で，例えば，工場や事務所などの一部に住宅がある場合が該当します。

4. その他の用語

「平成 2 2 年国勢調査 調査結果の利用案内—ユーザーズガイド」を参照

URL : <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>